

令和8年度前橋市耕作放棄地作付促進事業奨励金交付要項

令和8年4月1日から適用

取扱担当課 前橋市役所農政課（7階） 電話 027-898-6703（直通） 027-224-1111（内線3703） 電子メールアドレス nousei@city.maebashi.gunma.jp

この奨励金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	前橋市耕作放棄地再生利用事業を活用し、昨年度又は今年度に再生した農地で農作物を生産する農業者等に対し、営農定着を促進するための奨励金を交付するものです。
内容	奨励対象者 前橋市耕作放棄地再生利用補助事業を活用し、令和7年4月1日から令和9年2月末日までに再生した農地において、令和8年度農作物を生産する農業者等 なお、次に掲げる暴力団排除に関する要件全ての事項に該当することとします。 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 2 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 3 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 4 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 5 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 6 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 8 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
交付の対象となる事業	前橋市耕作放棄地再生利用事業を活用し、昨年度又は今年度に再生した農地で農作物を作付けし、令和9年2月末日までに作付状況が確認できる場合とします。
交付金額等	交付金額 400,000円以内 交付単価 20,000円/10a（10㎡未満切り捨て） 交付金額は再生作業を実施した面積のうち、実際に作付けできた

		面積から算出します。
	交付条件	<p>1 奨励対象者は、事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 奨励対象者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 奨励対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p>
交付 手 続 等	交付申請の方法、時期等	<p>作付け完了後、次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（請求も同じです。）。</p> <p>1 奨励金交付申請書兼誓約書</p> <p>2 作付状況の確認ができる書類（位置図や写真等）</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定の時期等	申請書類等の審査や必要に応じて実地調査を行い、受理した日から30日以内に、奨励金の交付の可否、金額等を決定し、奨励金交付決定通知書により通知します。
	請求の方法 支払時期等	<p>1 交付決定後、次の書類により請求してください。</p> <p>(1) 奨励金交付請求書</p> <p>(2) その他参考となる書類</p> <p>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
	交付決定の 取消し又は 奨励金の返 還	<p>1 次の場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、奨励金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。</p> <p>2 上記の規定は、奨励金の額が確定した後においても適用されます。</p> <p>3 次の場合は、指定された期限までに奨励金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 奨励金の交付を受けた後、奨励金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 奨励金の交付を受けた農業者等が、利用権設定等を受けた対象農地を5年に満たない期間で返還し、農業上の利用が5年以上継続されなくなったとき。ただし、次の各号の場合は除く。</p> <p>ア 災害により対象農地が崩壊した場合</p> <p>イ 公用公共の用に供するための買収が行われた場合</p>

		<p>ウ 利用権設定等を受けた者の死亡等による場合 エ 利用権等が設定された対象農地が5年に満たない期間で返還された場合でも、相当以上の期間を置かず、別の農業者等により農業上の利用が継続される場合。</p>
	<p>申請書等の様式</p>	<p>1 奨励金交付申請書兼誓約書（様式第1号） 2 奨励金交付決定通知書（様式第2号） 3 奨励金交付請求書（様式第3号） 4 奨励金交付決定取消及び返還通知書（様式第4号）</p>